

事務連絡

令和6年12月5日

各位

厚真町産業経済課農業担当参事

「令和6年度担い手確保・経営強化支援事業」の要望調査について

令和6年度担い手確保・経営強化支援事業の要望のとりまとめを実施します。

つきましては、要望がありましたら令和6年12月13日（金）までに必ずご来庁の上、関係書類の提出をお願いします。また、要望調査のスケジュール上、短い期間での取りまとめとなりますので、要望がある方につきましては、早急にご相談ください。

詳しくは、チラシとパンフレットをご確認ください。

記

1 要望調査する事業（2事業）

(1) 担い手確保・経営強化支援対策

地域計画が策定されている地域において、省力化技術の導入や、化石燃料・化学肥料の使用量の低減など意欲的な取組により、経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手が、融資を活用するなどして農業用機械・施設を導入する際、補助金を交付することにより、主体的な経営確立を支援します。

○補助率 事業費の2分の1以内（上限：個人1,500万円、法人3,000万円）

(2) 地域農業構造転換支援対策

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援します。

○補助率 購入費の10分の3以内、

リースは定額で導入する農業用機械の取得額相当7分の3以内

（上限：個人・法人を問わず1,500万円）

2 事業要件

導入予定の機械等を活用し、次の成果目標を設定し、令和8年度までに達成すること。

必須目標	付加価値額の10%以上の拡大		
選択目標 (ポイント加算するものを選択)	①経営面積の拡大 ④経営管理の高度化 ⑦労働時間の縮減	②農産物の価値向上 ⑤環境配慮の取組 ⑧輸出の取組	③農業経営の複合化 ⑥農作業の共同化 他

3. 注意事項

- (1) 令和7年3月までに事業完了できること（納品、支払の完了）
- (2) 整備内容ごとの事業費が50万円以上（本体価格）であること
- (3) 地域計画に地域の中心となる経営体として位置付けられていること
- (4) 園芸施設共済や農機具共済、民間業者の保険等に参加すること
- (5) 既存機械の更新ではないこと
- (6) 過去の本事業または経営体育成支援事業等で設定した目標を達成していること
- (7) 事業が採択されるようにするため、配分基準ポイントの最低ラインを設けます。
（配分基準ポイントに達しない方は要望できませんのでご了承ください。最低ラインは農業グループ担当へお問い合わせください。）

4. 受付期間

令和6年12月6日（金）～12月13日（金）

※期限が短く大変申し訳ありませんが、期限厳守でお願いします。

5. 必要書類

- (1) 導入予定機材のカatalog、見積書
- (2) 令和5年分青色申告書の決算書等の収入総額、費用総額及び人件費がわかる書類
- (3) 令和5年分消費税申告書の写し
- (4) 『目標ポイントの算定』及びポイントを加算するための根拠となる資料
- (5) 参考資料1 販売計画・収支計画・付加価値額計画及び算定するための根拠となる資料

6. 提出先

厚真町役場 産業経済課 農業グループ （電話 0145-27-2419）

本事業は応募者ごとにポイント化し、国のとりまとめにおいて、高ポイントの経営体から採択となります。（市町村ごとの採択ではありません。）

また、採択ラインのポイントが年々高くなっており、採択とならないことがありますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。